

## 個人事業主の相続資産の把握について

いきなり私事で恐縮ですが、昨年3月に母が死去したことに伴い、今年相続税の申告期限までに納付手続きを済ませました。そこで改めて感じたことを今回の「よもやまのひとりごと」としてお話したいと思います。

幸い(?)にも被相続人(母)は年金生活者であり、相続人(私)も一人息子であったことから、相続税の申告も含めた相続手続き自体はさほど難しいことではありませんでした。

しかしながら、今回の相続で被相続人(母)から相続する資産の全貌を把握することの難しさを改めて実感しました。「資産の全貌」といってもたかが知れた(笑)額ではありますが、それでも「相続資産の把握」に漏れがあってはなりません。

高齢化社会の到来とともに、個人事業主が被相続人となるケースが益々増えています。その場合、相続人が相続資産の全貌把握を容易に行えるように、被相続人自らが早めに相続人の視点に立った対策を行う必要があります。

紙幅の関係で個人事業の事業承継などの詳細については触れませんが、個人事業主の相続資産の全貌把握に必要な、被相続人が相続以前に行うべき事柄を2点ばかりまとめてみました。

### 1 私生活上の資産と事業用資産の峻別・把握と早期告知

個人事業主の相続に関しては、通常、私生活上の資産(以下、個人資産といいますが)のみに目が行きやすいですが、事業用資産も相続税の対象になりますので、対象となる資産を網羅的に把握し、それぞれの資産の評価を行わなければなりません。

事業用資産については、事業を全く廃業する場合を除き、事業を承継する相続人と承継しない相続人との間での争いを招かないためにも、事業用資産の範囲を被相続人自身がきちんと一覧表などでまとめておくことが必須の手続きとなります。多くの場合、事業用資産は、確定申告などで資料が整理されているので問題はないかとも思います。

一方で、個人資産に関しては相続人が関知していない、思わぬ資産(もしくは負債)が存在する場合があります。今回の自身の相続に関していえば、(大変恥ずかしいことですが)保険会社からの「ご契約内容のお知らせ」をたまたま、相続人(私)が受け取ったことから、被相続人(母)が私を受取人とする生命保険契約を結んでいたということを知ったという事実があります。なお、蛇足ですが、被相続人がどのような生命保険に加入していたかを知る手段として、令和3年より開始した生命保険協会による生命保険契約照会制度があります。

保険契約のみならず、個人資産については、何らかの理由で、「契約上の名義人(相続人)」と「当該資産への実際の関与者(被相続人)」が相違する場合(名義預金等)、あえて被相続人が自分自身の出捐した資金等であることを相続人へ告知していないことがあります。このような場合、あとで相続におけるトラブルの原因となるので、あらかじめ被相続人が相続人にその事実をきちんと伝えておくことが必要です。

個人事業主の資産に関しては、相続人からみて、個人資産か事業用資産かの「線引き」が曖昧なケースがあります。このような場合には、確定申告等の資料をもとに、その「線引き」区分の合理的な根拠について、早めに相続人に説明しておく必要があります。

以上、被相続人の相続人に対する義務としても、相続資産の網羅的な把握(特に個人資産と事業用資産の峻別)と、家族会議などでの相続人に対し相続資産内容の早めの告知が円滑な相続を進める上で、大変重要な手続きとなります。

### 2 事業承継における事業用資産の整理

個人資産と事業用資産の峻別を前提として、被相続人の事業を承継する場合には、さらに事業用資産の内容を被相続人自身が明確に整理しておく必要があります。

紙幅の関係で限定的な言及となりますが、例えば、令和元年税制改正により創設された「個人版事業承継税制」においては、当該税制上の恩典を受けるための「対象となる」事業用資産(以下、特定事業用資産といいますが)は、次のようなものとなります(参照条文: 相続税特別措置法 第70条の6の10)。すなわち、被相続人の事業の用に供されていた資産で、贈与又は相続開始の年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されているもので、(1)土地・建物(土地は400㎡、建物は800㎡まで)、(2)機械・器具備品(工作機械等)、(3)営業用の自動車等、(4)生物(乳牛・果樹等)、(5)無形固定資産(特許権等)とされています。逆に税制上の恩典の対象とならない事業用資産としては、(1)個人事業者が保有している個人資産(自宅の土地・建物、預貯金、有価証券、金品等)、(2)事業用資産のうち、不動産貸付用の土地・建物、棚卸資産、事業用の預貯金、売掛金等があります。よくあるケースとして、被相続人が、複数の事業を営んでいた場合(例えば、飲食業を営む一方で、自宅(不動産)の未使用のスペースを賃貸用に貸し出している場合などは、事業所得と不動産所得の2つの事業を営んでいることとなり、節税対策としての各種税制の恩典を受けるためには、どの資産が節税対象としての資産となるのかを特定するために、事業用資産の内容の把握が絶対条件となります。

### 3 まとめ

相続資産(個人資産と事業用資産)の全貌把握は、相続に関する各種節税対策(個人版事業承継税制、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、相続時精算課税制度等)を行うためにも相続人が最初にするべき最重要課題です。

相続人にとって、「これ以上の相続資産(負債)はない」ということを確認すること(「ない」ことの証明 = 悪魔の証明、この場合は確認)は、想像以上に負担がかかることです。

個人事業の内容によっては、相続人のみでは十分に対応できない状況も想定されます。

場合によっては相続全般に関するノウハウを持つ顧問税理士立会いのもと、できうる限り、被相続人からの相続前に相続人が相続資産の全貌を把握しておくことが望まれます。